

# うけとめ・つなげる相談支援 (尼崎市の重層的支援の取組み)





## 尼崎市のこれまでの主な取組

### ○ 保健と福祉の一体的な支援体制の整備

生活保護受給者をはじめ、支援を必要とする人が多いなかで、生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する

南部・北部保健福祉センター(H30.1)や「しごと・暮らしサポートセンター 尼崎」を設置し、相談支援体制を整備



北部保健福祉センター  
(塚口さんさんタウン5F)



南部保健福祉センター  
(出屋敷リバル5F)

### ○ こどもに関する総合的な支援体制の整備

令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援や、虐待の予防・早期発見に取り組む体制を整備

また、虐待への一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年に相談所を設置するための準備を進めている。



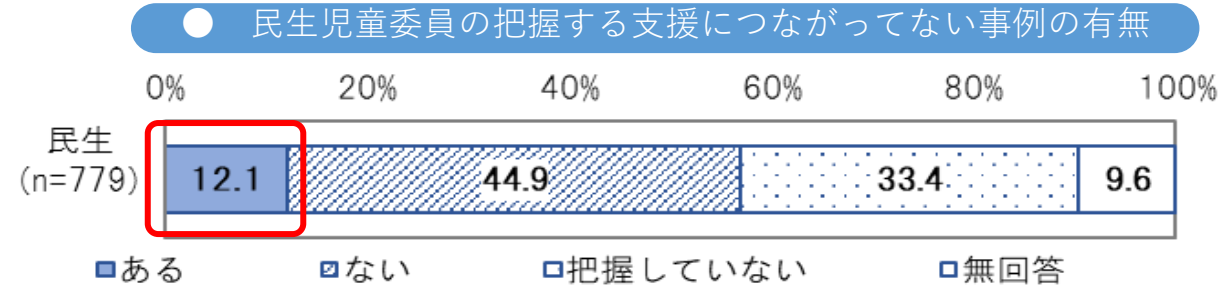
「いくしあ」

これまでの  
歩みと課題  
(相談支援)

## 主な課題

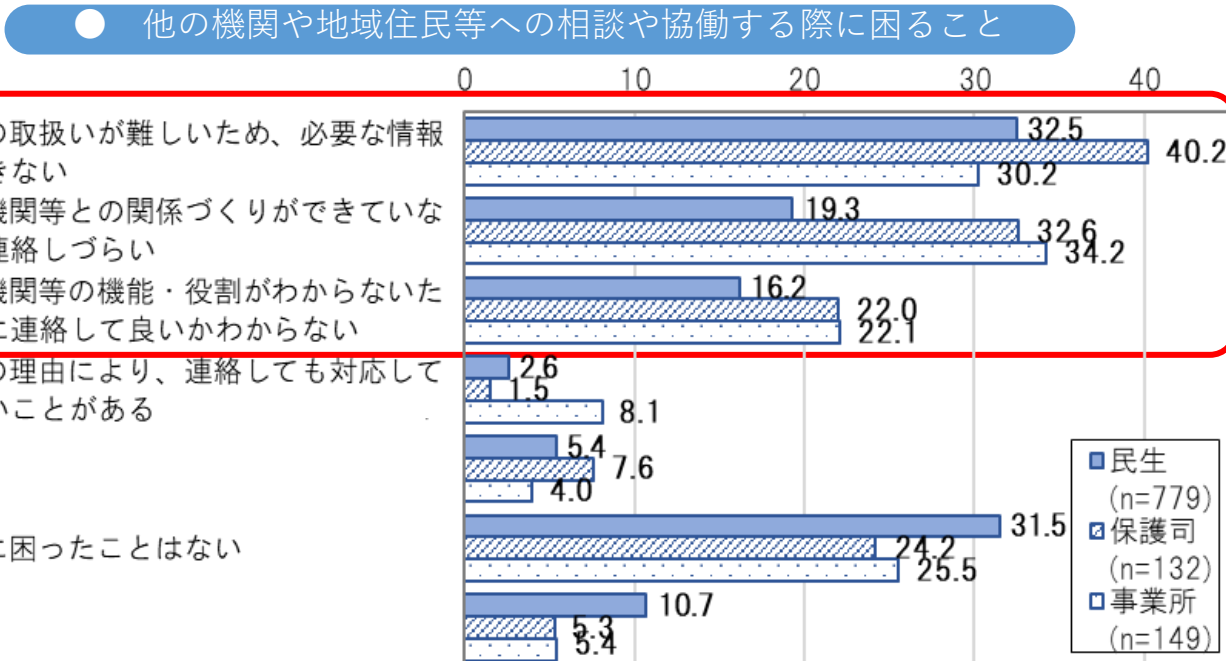
### ① 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

ゴミ屋敷問題等の支援につながりにくい世帯の増加や、ヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しており、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ等の仕組みづくりが課題です。



### ② 複雑・複合化した課題への対応

これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では課題解決が困難となる中で、各分野の支援や、さまざまな地域資源と連携が課題です。



## 尼崎市のこれまでの主な取組

### □ 地域における見守り・ささえあいの活動の推進

尼崎市社会福祉協議会と連携し、災害時要援護者支援等の基盤となる地域住民主体の見守り・ささえあい活動を推進

### □ 青少年が社会性をはぐくむための取組

ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど、子ども・若者がさまざまな体験や活動を通して社会性をはぐくむための取組を推進

### □ 地域福祉活動の担い手づくり

将来の担い手を育成するために高校生・大学生と福祉課題に取り組む市民活動団体との協働体験の支援等を推進



(民生児童委員と一緒に見守りを行う高校生)

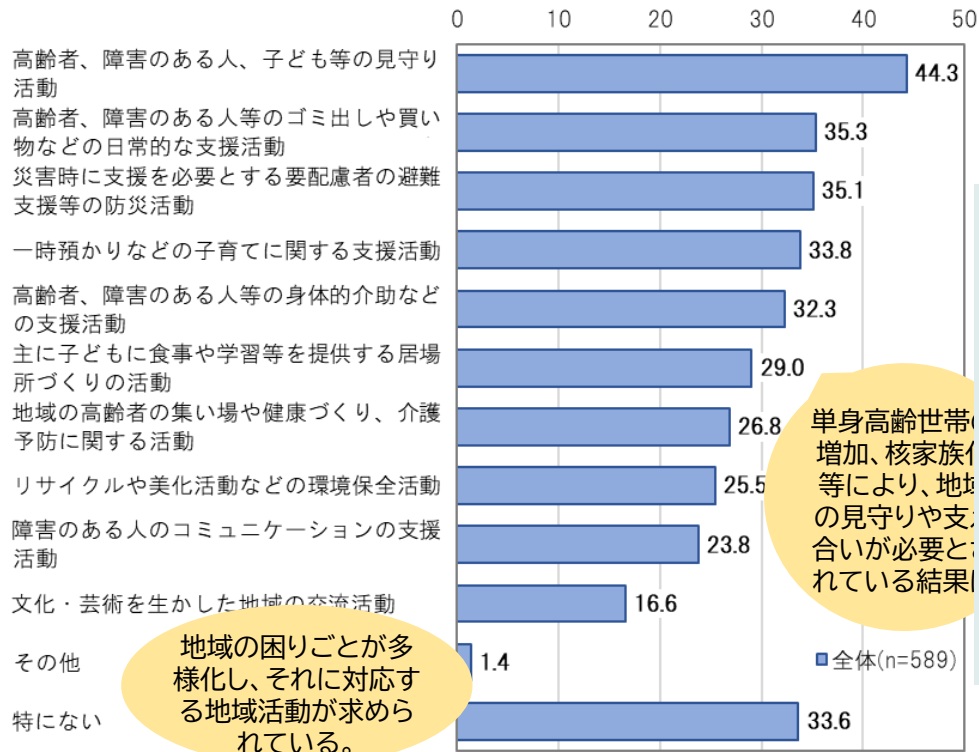
これまでの  
歩みと課題  
(地域づくり)

## 主な課題

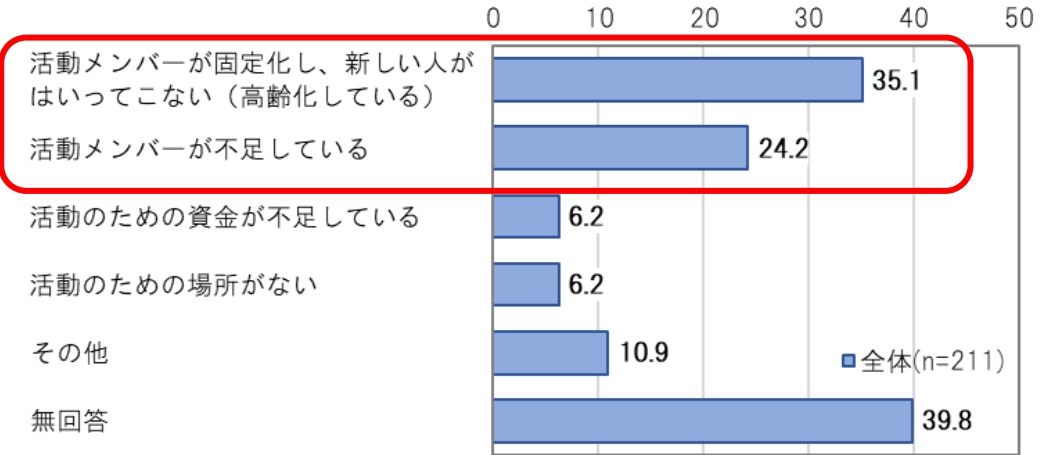
### ③ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。

#### ● 市民が地域で必要と考えている活動



#### ● 市民が地域で活動する中で困っていること



### ④ 支えあう意識と見守り・ささえあい活動の充実

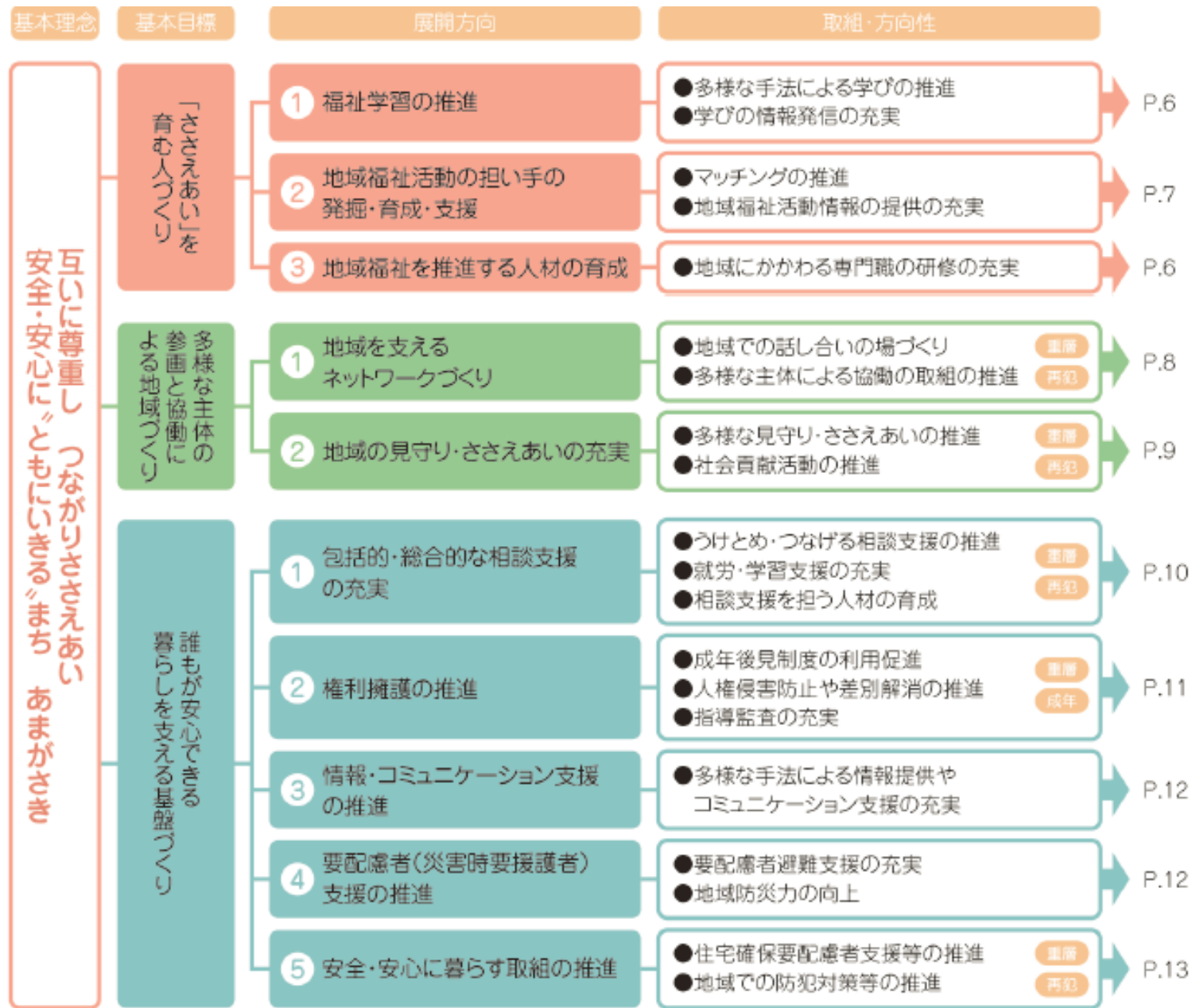
住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になっても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動等の充実が必要となります。

## 重層的支援体制整備事業の 検討経過

- 平成31年3月～令和3年3月  
尼崎市社会保障審議会での計10回審議があり、令和3年3月3月に『尼崎市の「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制についての提言』
- 令和3年5月～11月  
提言の具体化に向けて、関係部長級で構成される「重層的支援体制整備事業推進会議」等で協議、検討
- 令和4年2月～6月  
市社協との協働実施に向けた協議、検討
- 令和4年4月～  
重層的支援推進担当課を設置し、段階的に事業開始
- 令和4年7月～  
市社協と重層的支援推進事業の協働実施に関する協定の締結

# 第4期 あまがさきし 地域福祉計画 (R4~8年度)

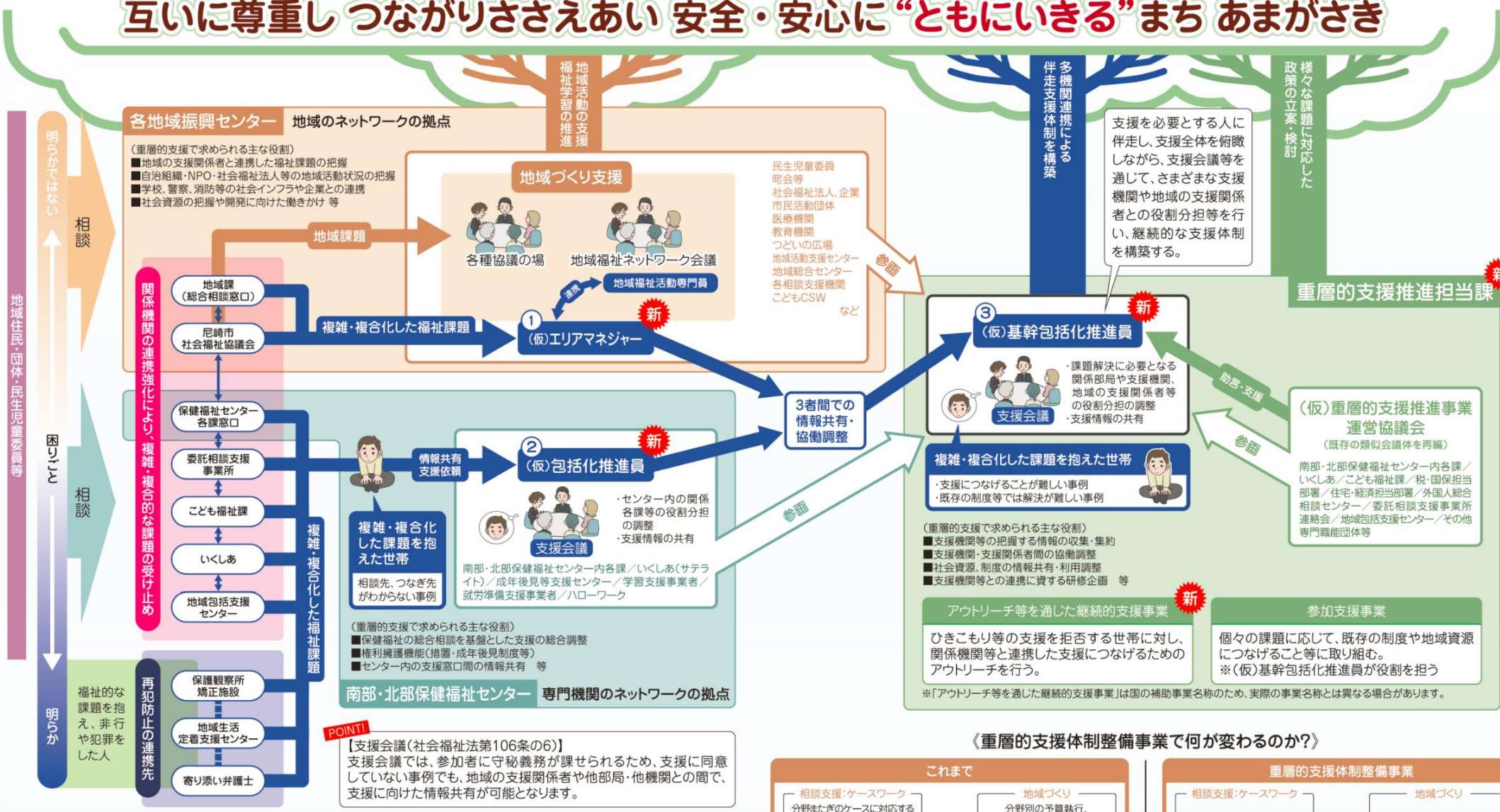
複雑・複合化した課題や、社会的孤立・排除に向き合い、  
市民や支援に携わる関係者等とともに協力し、課題解決に取り組むために、  
第4期「あまがさきし地域福祉計画」を策定





互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともに生きる”まち あまがさき

尼崎市の事業推進イメージ



# 尼崎市の重層的支援推進事業の推進ポイント

**Point.1** 市独自の相談支援や地域づくり等の取組と一体的な実施要綱を整備

**Point.2** 地域福祉を推進してきた市社協と協働実施協定の締結

**→Point.1.2により各分野の支援機関や市社協が情報共有し、総合相談、伴走支援等を実施**

事業内容  
(第3条第1項)

(法に位置付けられた既存の取組)

- ① 包括的相談支援事業
- ③ 地域づくり事業

(法に位置付けられた新たな取組)

- ② 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業
- ⑥ 支援計画作成等を行う事業

(市独自の相談支援、地域づくり等の取組)

- ・ 各地域課(総合相談、地域づくり 等)
- ・ ダイバーシティ推進課(外国人、女性相談)
- ・ 地域総合センター担当(総合相談)
- ・ 南北保健福祉保健福祉センター(各種支援等)
- ・ こども青少年課(こども子育てCSW、居場所等)
- ・ こどもの人権擁護担当(権利擁護委員会の相談等)
- ・ いくしあ推進課(子ども・子育て総合相談 等)
- ・ こども相談支援課(要保護児童相談、発達支援相談等)

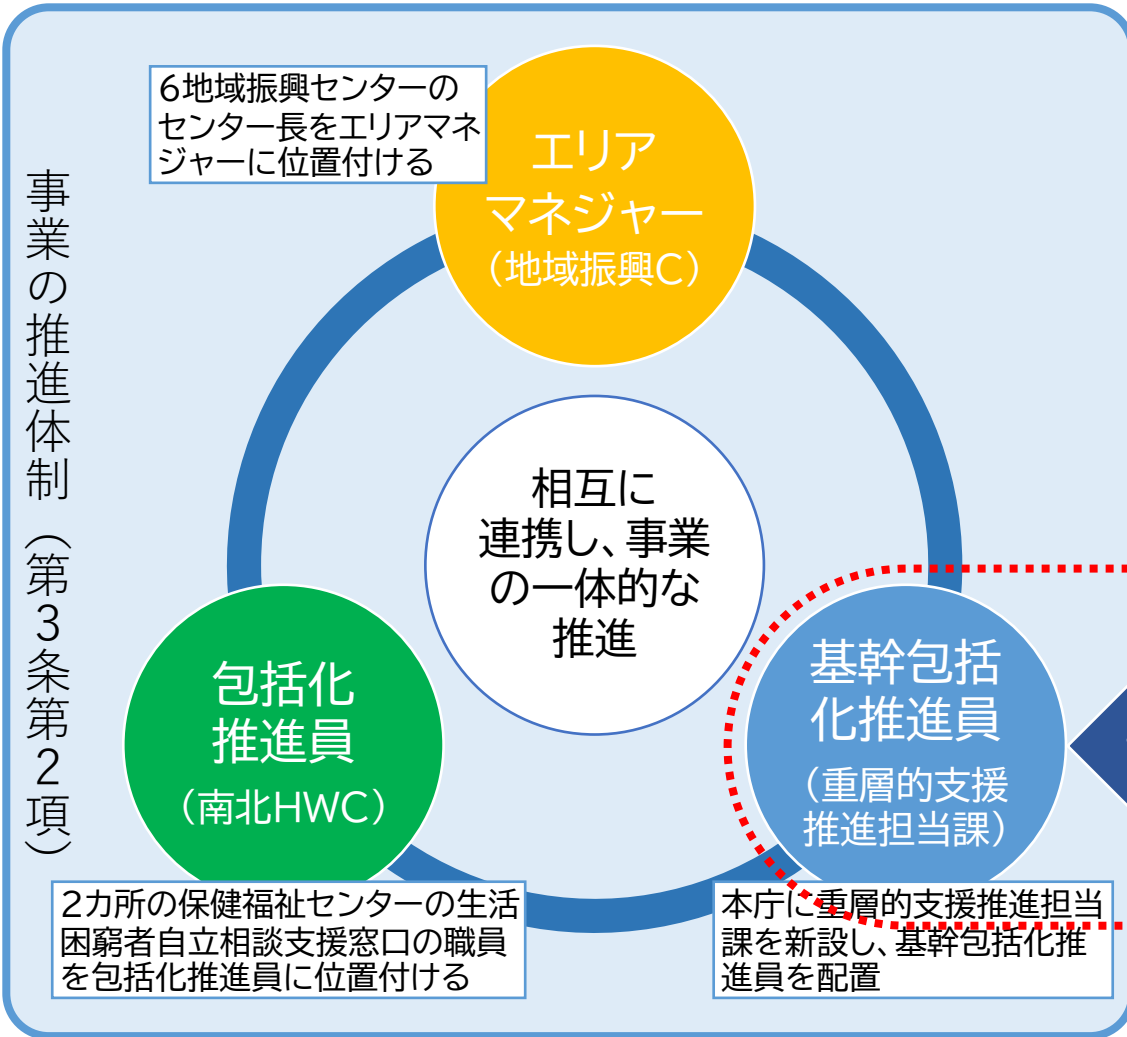
尼崎市社会福祉協議会との重層的支援推進事業の協働実施に係る協定を締結

第4条 甲の定める事業の方向性に基づき、前条の事業内容について、甲と乙が協議し相互の役割を定め、協働して実施する。

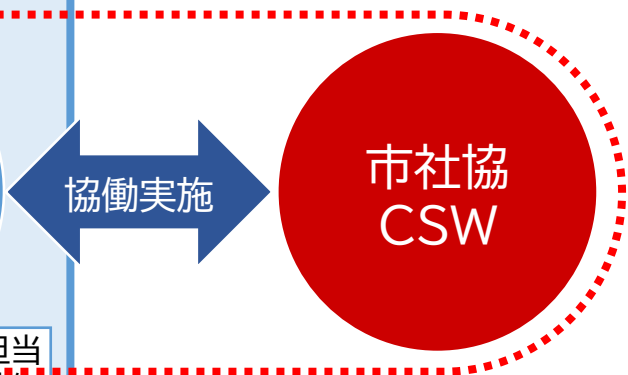
2 甲と乙は前条の事業内容の協働実施に必要な範囲で、相互が保有する情報の共有を行う。

第9条 甲と乙は、本協定の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

**Point.3** 地域づくりの拠点である6カ所の地域振興センターや、市内2カ所の保健福祉センターに市民や支援機関が把握した複雑・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員を配置



**Point.4** 本庁に重層的支援推進担当課を新たに設置し、基幹包括化推進員を配置。また、市社協が新たに配置した6人のCSWと、協定に基づき、同じフロアで協働して事業を推進



# 尼崎市の重層的支援推進の取組

## 取組

地域づくりの拠点として市民に身近な地域振興センターと市社協が連携し、地域のネットワークによる潜在化する課題を抱えた世帯の早期把握や支援に必要な地域の居場所づくり等を推進

# 互いに尊重し つながりさえあい 安全・安心に

## 各地域振興センター 地域のネットワークの拠点

(重層的支援で求められる主な役割)

- 地域の支援関係者と連携した福祉課題の把握
- 自治組織・NPO・社会福祉法人等の地域活動状況の把握
- 学校、警察、消防等の社会インフラや企業との連携
- 社会資源の把握や開発に向けた働きかけ 等

地域活動の支援  
福祉学習の推進

## 地域づくり支援



民生児童委員  
町会等  
社会福祉法人、企業  
市民活動団体  
医療機関  
教育機関  
つどいの広場  
地域活動支援センター  
地域総合センター  
各相談支援機関  
こどもCSW  
など

明らかではない

相談

地域課  
(総合相談窓口)

尼崎市  
社会福祉協議会

地域課題

複雑・複合化した福祉課題

地域福祉活動専門員

① エリアマネジャー

新

関係機関の連携

地域住民・団体

参画

困りごと

相談

明らか

強化により、複雑・複合的な課題の受け止め

- 保健福祉センター各課窓口
- 委託相談支援事業所
- こども福祉課
- いくしあ
- 地域包括支援センター

再犯防止の連携先

- 保護観察所 矯正施設
- 地域生活 定着支援センター
- 寄り添い弁護士

複雑・複合化した福祉課題



複雑・複合化した課題を抱えた世帯  
相談先、つなぎ先がわからない事例

- (重層的支援で求められる主な役割)
- 保健福祉の総合相談を基盤とした支援の総合調整
  - 権利擁護機能(措置・成年後見制度等)
  - センター内の支援窓口間の情報共有 等

南部・北部保健福祉センター 専門機関のネットワークの拠点

情報共有 支援依頼

② 包括化推進員

新



支援会議

- ・センター内の関係各課等の役割分担の調整
- ・支援情報の共有

南部・北部保健福祉センター内各課/いくしあ(サテライト)/成年後見等支援センター/学習支援事業者/就労準備支援事業者/ハローワーク

3者間での情報共有・協働調整

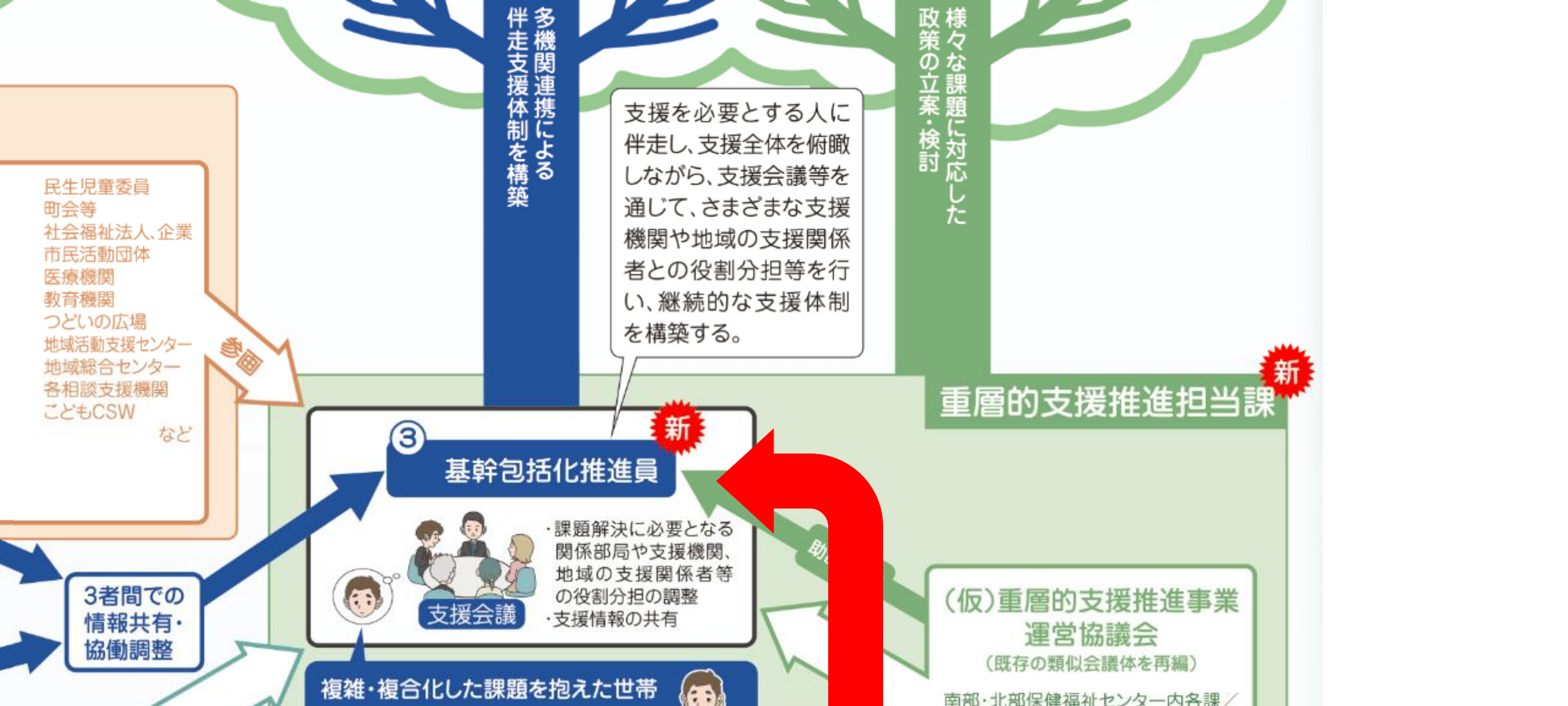
参照

POINT!

【支援会議(社会福祉法第106条の6)】  
支援会議では、参加者に守秘義務が課せられるため、支援に同意していない事例でも、地域の支援関係者や他部局・他機関との間で、支援に向けた情報共有が可能となります。

取組

包括化推進員が、専門機関のネットワークを最大限活用し、各分野の相談支援機関等が把握した複雑・複合化した課題を抱えた世帯の相談を受け止めるとともに、その世帯の支援調整等を実施。また、司法関係機関等とも連携し、再犯防止の取組を推進。

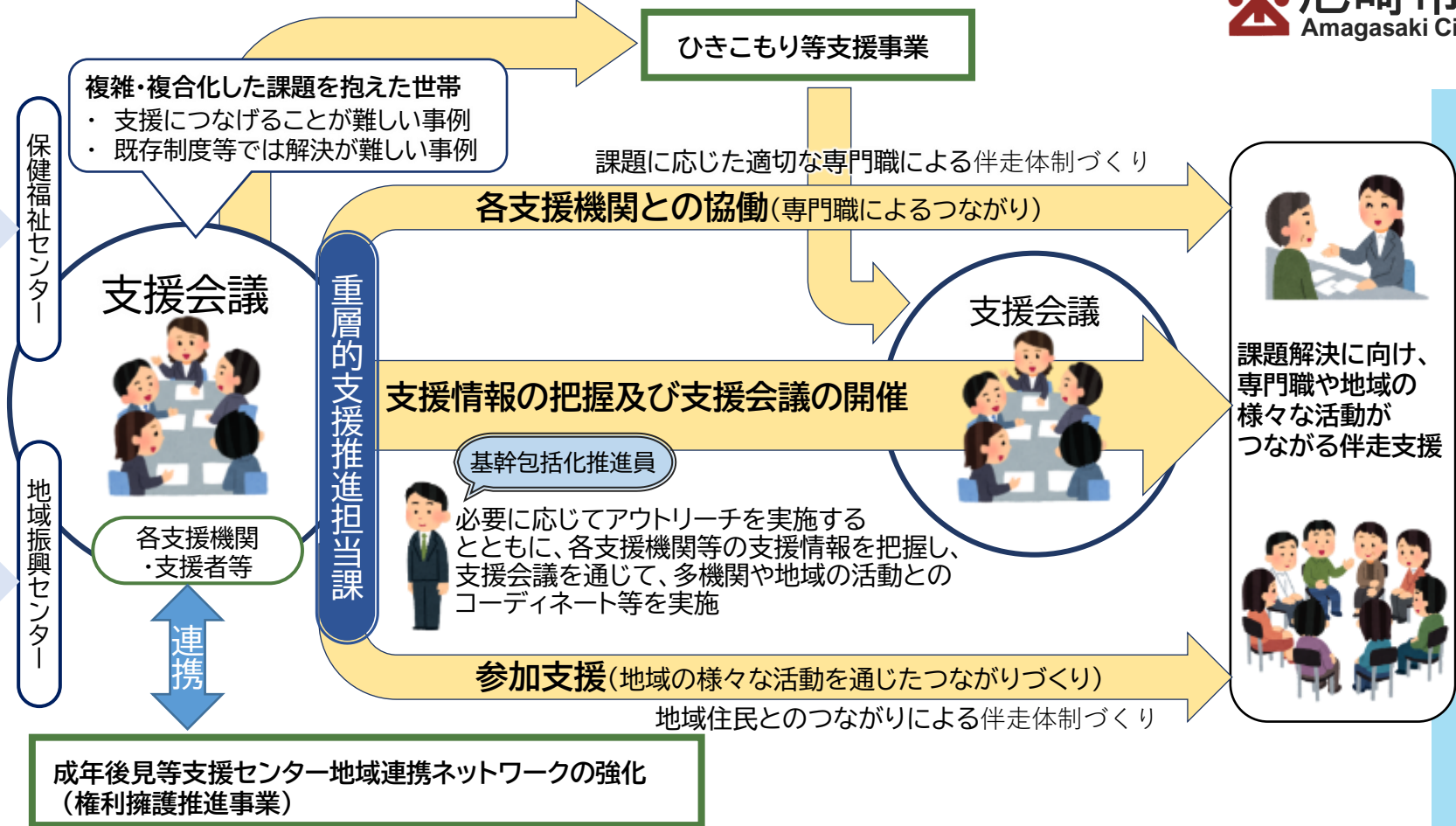


## 取組

基幹包括化推進員が中心となり、エリアマネージャーや包括化推進員と連携し、さまざまな制度と地域資源をつなげ、長期的に伴走し続けるチーム支援を実施。また、必要に応じて様々な課題に応じた施策の検討、立案等を実施。

# 重層的支援推進担当課の役割・機能

関係機関の連携強化による複雑・複合化した支援ニーズの受け止め



## 重層的支援推進担当課の役割及び機能

支援を必要とする人に伴走し、支援全体を俯瞰しながら、支援会議等を通じて、様々な支援機関や地域の支援関係者との役割分担等を行い、継続的な支援体制を構築する。

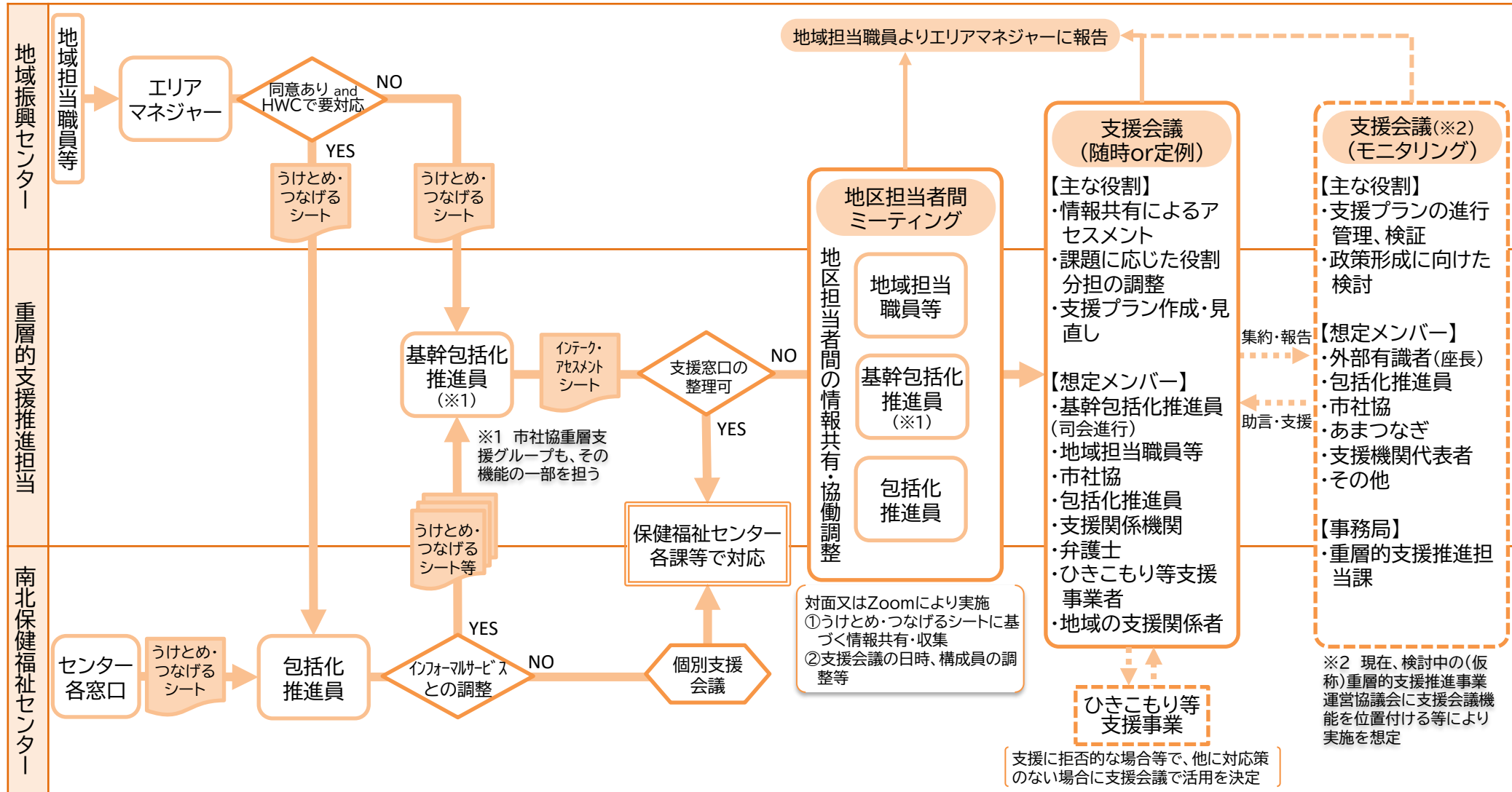
- 支援機関等の把握する情報の収集・集約
- 支援機関・支援関係者間の協働調整
- 社会資源、制度の情報共有・利用調整
- 支援機関等との連携に資する研修企画等

**【災害時要援護者援】**  
 要支援者の避難支援に向けた地域と専門職の連携等を促進

- 兵庫県弁護士会と重層的支援事業に関する法的支援に関する委託契約を締結を実施(R4. 6～)  
 ⇒ゴミ屋敷等の近隣トラブルや権利関係の整理、また再犯の取組等において生じる法的課題解決に向けたアドバイスや支援会議への参画等の支援

# 複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー(R4.7.1時点)

※フローについては、あくまでも基本的な流れを示したもので、困り事があれば気軽に相談していただくことを想定しています。





互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともに生きる”まち あまがさき

尼崎市の  
事業推進  
イメージ



尼崎市では、様々な支援関係者が担当分野以外の課題にもアンテナを高くし、キャッチしやすくするために、その気づきを包括的に受け止め、様々な分野の支援機関をスムーズにつなげ支援する仕組みづくり(=重層的支援)に取り組んでいきます。

福祉各分野の相談支援の連携充実 × まちづくり等の福祉分野以外の取組との連携

## 大切にしたい 視点

- ✓ 困りごとに気づいていない人やあきらめている人もいます。  
支援につながらない人のほうが心配です。
- ✓ 困りごとを伝えることができない人もいます。  
誰もが自分の困っていることを適切に伝えられる  
とは限りません。
- ✓ 地域の相談を受けて、どうしたらいいか困ったり、悩んだりしたことはありませんか？  
すぐに解決できない難しい課題だからこそ、解決  
の糸口を、みんなで一緒に考えることが大切です。

## 尼崎市が目指す取組



「ひと咲きまち咲きあまがさき」の周りに描かれたイラストは、市の支援を受けているAさん（元ひきこもり当事者、20代）が作成してくれました。

Aさんは、自信が持てず、はじめはあらゆることに無関心で、人と接することも苦手でしたが、得意のイラストを活かしたボランティア活動等を通じて、多くの人と接する中で、しだいに前向きになり、現在は仕事をしながら、イラストレーターという夢の実現に向けて、独学で勉強を続けています。

尼崎市では、こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていく取組みを進めています。